

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

報告事項件名	頁
1 足立区表彰規則及び足立区表彰取扱要領の一部改正等について	2
2 足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得 または処分に関する条例に係る契約の解釈について	19
3 公契約条例アンケート調査の結果報告及び条例の見直しについて	20
4 小規模工事契約登録事業者の新たな活用拡大策の実施結果について	24
5 令和4年度総合評価方式入札の試行実施結果について	26
6 旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について	28
7 足立区公共施設等総合管理計画の改訂の進め方について	30
8 令和4年度の内部統制の取組み状況及び令和5年度の運用について	35
9 令和4年度のコンプライアンス推進の取組み状況 及び令和5年度の運用について	38

(総務部)

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	足立区表彰規則及び足立区表彰取扱要領の一部改正等について												
所管部課名	総務部 総務課												
内容	<p>足立区功労者表彰において、表彰漏れの防止や表彰対象を拡大するため、以下のとおり足立区表彰規則及び足立区表彰取扱要領の一部改正を行う。</p> <p><b>1 改正理由</b></p> <p>(1) 表彰漏れの防止</p> <p>令和4年10月1日に執り行った区制90周年記念特別表彰・令和4年度足立区功労者表彰において、表彰対象者が表彰から漏れるという重大なミスがあった。今後二度と繰り返すことのないよう、漏れを防止する対策が必要である。</p> <p>(2) 表彰対象の拡大</p> <p>これまで表彰対象としていなかった団体の中にも、区政に貢献している団体があり、対象を広げて表彰していくことが必要である。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 表彰漏れ防止のための改正</p> <p>ア 足立区表彰取扱要領の一部改正</p> <table border="1" data-bbox="379 1317 1407 2024"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1317 715 1379">原因</th> <th data-bbox="715 1317 1331 1379">改正の内容</th> <th data-bbox="1331 1317 1407 1379"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1379 715 1547">対象団体の例示がなかったことによる表彰漏れ</td> <td data-bbox="715 1379 1331 1547">表彰漏れがあった団体を含め、全ての対象団体を具体的に例示する。</td> <td data-bbox="1331 1379 1407 1547">別紙1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1547 715 1800">複数所管の寄附を名寄せ合算していなかったための表彰漏れ</td> <td data-bbox="715 1547 1331 1800">基準日（10月1日）前3年にわたり、総額100万円以上（1回あたりの寄付額は10万円以上）の寄付行為を行ったものを対象とし、寄附の期間と1回あたりの額を設定することで名寄せ合算を効率的に行う。</td> <td data-bbox="1331 1547 1407 1800">別紙1・2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1800 715 2024">「特に顕著な」という曖昧な文言から所属の判断がつかなかったことによる表彰漏れ</td> <td data-bbox="715 1800 1331 2024">「特に顕著な」等の文言の削除し、推薦基準を明確にすることで、所属の判断の余地をなくす。</td> <td data-bbox="1331 1800 1407 2024">別紙2</td> </tr> </tbody> </table>	原因	改正の内容		対象団体の例示がなかったことによる表彰漏れ	表彰漏れがあった団体を含め、全ての対象団体を具体的に例示する。	別紙1	複数所管の寄附を名寄せ合算していなかったための表彰漏れ	基準日（10月1日）前3年にわたり、総額100万円以上（1回あたりの寄付額は10万円以上）の寄付行為を行ったものを対象とし、寄附の期間と1回あたりの額を設定することで名寄せ合算を効率的に行う。	別紙1・2	「特に顕著な」という曖昧な文言から所属の判断がつかなかったことによる表彰漏れ	「特に顕著な」等の文言の削除し、推薦基準を明確にすることで、所属の判断の余地をなくす。	別紙2
原因	改正の内容												
対象団体の例示がなかったことによる表彰漏れ	表彰漏れがあった団体を含め、全ての対象団体を具体的に例示する。	別紙1											
複数所管の寄附を名寄せ合算していなかったための表彰漏れ	基準日（10月1日）前3年にわたり、総額100万円以上（1回あたりの寄付額は10万円以上）の寄付行為を行ったものを対象とし、寄附の期間と1回あたりの額を設定することで名寄せ合算を効率的に行う。	別紙1・2											
「特に顕著な」という曖昧な文言から所属の判断がつかなかったことによる表彰漏れ	「特に顕著な」等の文言の削除し、推薦基準を明確にすることで、所属の判断の余地をなくす。	別紙2											

(2) 表彰対象を拡大するための改正

ア 足立区表彰規則の一部改正

理 由	改正の内容	
表彰対象者の範囲を更に広く捉えることを可能とする。	第1条（目的）の「事績をたたえる」を「事績を『広く』たたえる」とする。	別紙 3

イ 足立区表彰取扱要領の一部改正

理 由	改正の内容	
表彰区分（社会生活功労）への新たな団体の追加	NPO活動功労者を追加し、NPO活動により区政に貢献している団体の長を表彰対象とする。	別紙 1 ・ 2
表彰区分（社会福祉功労）への新たな団体の追加	福祉事務所の嘱託医を追加し、生活保護受給者の福祉向上に尽力した者を表彰対象とする。	別紙 1 ・ 2
	家庭的保育事業、東京都認証保育所の事業者を追加し、社会福祉法に規定するもの以外のものを対象とする。	別紙 1 ・ 2

(3) その他の改正

ア 足立区表彰規則の一部改正（別紙3）

反社会的団体等の排除を規定するため、第3条に欠格条項を追加する。

**3 施行年月日**

令和5年4月1日とし、令和5年度の表彰から施行する。

**4 作業工程での新たな表彰漏れ防止策について**

(1) 推薦団体一覧の共有

各所管で作成した推薦団体一覧を総務課と共有し、推薦依頼時に所管と総務課にてチェックできる仕組みにすることで、推薦依頼の漏れを防止する。

(2) 表彰担当者対象の説明会開催

4月下旬に各部へ表彰候補者の推薦依頼を行う際に、表彰担当者向けの説明会を開催し、推薦事務の詳細を説明することで、担当者が変わった際に生じる引継ぎミスを防止する。

(3) 表彰対象の抽出方法の改善

各所管で管理している推薦団体の名簿から対象者を抽出する際は、当該年度の対象者だけでなく、過年度の未受賞者もチェックすることで漏れを防止する。

**5 問題点・今後の方針**

令和6年度表彰に向けて、表彰取扱要領で定めている基準年数の見直しを行う。推薦依頼団体の役員在職年数等の状況を把握し、現状に即した基準年数の検討を行っていく。

以 上

表彰区分	功績対象種別	推薦基準(年数)	対象団体例示	担当部局
自治功労	区議会議員	10年・ 15年		区議会事務局
	行政委員			行政委員会
	町会・自治会長	10年・ 副等15年		地域のちから推進部
	住区センター管理 運営委員長	15年	住区センター	地域のちから推進部
	投票管理者・ 投票立会人	20年15回 20年30回		選挙管理委員会事務局
	消防団員	15年・ 団員20年	消防団	危機管理部
	行政功労者	15年	審議会委員 等	総務部・各関係部
社会福祉功労	社会福祉事業功労 者	15年・ 役員等20年	社会福祉法人、私立保 育園、福祉事務所、小 規模保育事業、家庭的 保育事業、東京都認証 保育所、小規模保育室 連絡会、東京都認証保 育所連絡会 等	地域のちから推進部・ 福祉部・衛生部・教育 委員会子ども家庭部・ 各関係部
	民生委員・児童委員	10年		福祉部
	保護司	10年		福祉部
社会生活功労	社会生活事業功労 者	15年・ 役員等20年	消費者団体、勤労青少 年育成協議会、母の会、 女性団体連合会 等	産業経済部・各関係部
	防火事業功労者	15年・ 役員等20年	消防懇話会、防火防災 協会、防火管理研究会、 危険物安全会、災害予 防協会、消防少年団 等	危機管理部
	防犯事業功労者	15年・ 役員等20年	各防犯協会 等	危機管理部
	交通安全事業功労 者	15年・ 役員等20年	交通安全協会、交通少 年団、二輪車安全普及 会、母の会 等	都市建設部
	環境保全功労者	20年	野鳥モニター、足立清 掃工場運営協議会 等	地域のちから推進部・ 環境部・都市建設部
	人権擁護委員	10年		総務部
	NPO活動功労者	15年	NPO活動を行う団体	政策経営部・各関係部
	公衆衛生功労	保健医療事業功労 者	15年・ その他20年	医師会、歯科医師会、 薬剤師会、柔道整復師 会、助産師会 等
食品・環境衛生事業 功労者		15年	食品衛生協会、環境衛 生協会 等	衛生部
公衆衛生行政功労 者		15年	感染症の診査に関する 協議会、大気汚染障害 者認定審査会、公害被 害認定審査会、公害健 康被害補償診療報酬審 査会、保健センター 等	衛生部

表彰区分	功績対象種別	推薦基準(年数)	対象団 thể例示	担当部局
公衆衛生功勞	学校保健衛生功勞者	20年	小・中学校	教育委員会学校運営部
	保育園保健衛生功勞者	20年	保育園	教育委員会子ども家庭部
学校教育功勞	教育功勞者	区25年・ 他15年		教育委員会各部
	私学振興功勞者	20年	私立高校、専修学校、 幼稚園等	教育委員会子ども家庭部
社会教育功勞	社会教育事業功勞者	15年・ その他20年	足立区少年団体連合協 議会、地区少年団体協 議会、青少年対策地区 委員会、ボーイスカウト・ガ ールスカウト協議会等	教育委員会子ども家庭部
	PTA会長	5年・ その他6年	小・中学校PTA	教育委員会子ども家庭部
産業功勞	農業振興功勞者	15年・ 役員等20年	農業協同組合等	産業経済部
	実業精励功勞者	15年・ 役員等20年	異業種連絡協議会、商 工会議所足立支部、商 店街振興組合連合会、 食肉環境衛生同業組 合、社会保険労務士会、 足立荒川職業協会、観 光交流協会等	産業経済部・各関係部
建設功勞	土木建設事業功勞者	15年・ 役員等20年	塗装安全協力会、管工 設備協力会、一般社団 体法人東京都建築士事務 所協会足立支部、公益 社団法人全日本不動産 協会東京都本部城東第 一支部、公益法人東京 都宅地建物取引業協会 足立区支部等	施設営繕部・都市建設部
	土地区画整理事業功勞者	事業完了年		都市建設部
	まちづくり事業功勞者	15年	まちづくり協議会・連 絡会	都市建設部
	市街地再開発事業功勞者	事業完了年		都市建設部
統計功勞		15年		総務部
税務功勞		15年・ その他20年	法人会、青色申告会、 納税貯蓄組合連合会、 小売酒販組合、たばこ 商業協同組合、間税会 等	区民部

表彰区分	功績対象種別	推薦基準(年数)	対象団体例示	担当部局
文化功労	文化功労者			各関係部
	文化事業功労者	15年・ 役員等20年	文化団体連合会及び加盟各団体、区が支援する音楽団体、区共済事業実施団体等	地域のちから推進部
	文化財保護功労者	20年	文化財保護指導員、郷土芸能保存会加盟各団体等	地域のちから推進部
体育功労	体育功労者			地域のちから推進部
	体育事業功労者	15年・ 役員等20年	体育協会、体育協会加盟各団体等	地域のちから推進部
発明改良功労				産業経済部・各関係部
徳行者		5年・ 3年100万円		各関係部
災害防止功労				危機管理部・各関係部
犯罪防止功労				危機管理部・各関係部
人命救助				危機管理部・各関係部

推 薦 基 準	細 目
1 自治功労 (1) 区議会議員 区議会議員として通算10年に達した者及び15年に達した者	1 足立区議会議員として在職した通算年数が10年に達した者及び15年に達した者とし、他市区町村の議員歴は含まない。
(2) 行政委員 行政委員として在職した者	1 地方自治法第180条の5に規定する教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員並びに農業委員会の委員等をいい、「足立区職員永年勤続感謝要綱」に基づく表彰を受けた教育長及び常勤監査委員を除く。
(3) 町会・自治会長 町会・自治会長として10年以上在職し、 <b>功労のある者</b>	1 町会・自治会長として在職し、通算10年以上となる者 2 町会・自治会長に準ずる職にあり、事実上会長を代行した期間が10年以上あり、 <b>功労のある者</b> 3 2以上の町会・自治会長を在職した期間（併職を除く）は、これを通算する。 4 町会・自治会長を在職し、任期の関係上退任した場合、当該役職歴に副会長等の歴（副会長、会計、総務をいう。）を通算した期間が15年以上あり、 <b>功労のある者</b> を含める。
(4) 住区センター管理運営委員長 住区センターの管理運営委員長として15年以上在職し、 <b>功労のある者</b>	
(5) 投票管理者・投票立会人 投票管理者として20年以上かつ15回以上就任した者又は投票立会人として20年以上かつ30回以上就任した者で、 <b>功労のあるもの</b>	1 投票立会人として表彰する場合、投票管理者に就任したことがあるときは、投票管理者の職を1回就任につき、2回と換算する。
(6) 消防団員 消防団運営委員若しくは消防団長として通算15年以上在職した者又は消防団員として通算20年以上在職した者で、 <b>功績のあるもの</b>	

推薦基準	細目
<p>2 社会福祉功労</p> <p>(1) 社会福祉事業功労者</p> <p>社会福祉事業の経営者若しくは社会福祉関係団体の長として通算15年以上在職した者又は福祉事務所の嘱託医、社会福祉関係団体の役員若しくは慈善事業に通算20年以上在職した者で、功労のあるもの</p>	<p>1 社会福祉事業（社会福祉法に規定するもの、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）の規定による認証保育所をいう。）に係るもので、国公立以外の施設の長又は事業主として15年以上在職し、具体的な功績のある者</p> <p>2 社会福祉事業のうち社会福祉法に規定するものに係るもの又は福祉事務所の嘱託医で、具体的な功績があり、その対象となる行為を20年以上継続している者で、特に社会的評価を得ているもの</p> <p>3 「社会福祉関係団体」とは、社会福祉法に係る事業又は東京都認証保育所事業実施要綱の規定による認証保育所に係る事業を行う団体をいい、当該役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として通算20年以上尽力し、功労のある者</p>
<p>(2) 民生委員（児童委員）</p> <p>民生委員（児童委員）として通算10年以上在職し、功労のある者</p>	
<p>(3) 保護司</p> <p>保護司として通算10年以上在職し、功労のある者</p>	
<p>3 社会生活功労</p> <p>(1) 社会生活事業功労者</p> <p>社会生活事業に関する団体の長として通算15年以上在職した者、団体の役員として通算20年以上在職した者又は社会生活の向上に関する事業に20年以上尽力した者で、功労のあるもの</p>	<p>1 区民生活の維持向上に資する各種事業団体の長として15年以上在職し、功労のある者（消費者団体、勤労青少年育成協議会、母の会等）</p> <p>2 区民生活の維持向上に資する各種事業分野において、具体的な功績をあげ、その対象となる行為を20年以上継続し、社会的賞賛を得ている者</p> <p>3 区民生活の維持向上に資する各種事業団体の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上在職し、功労のある者</p>

推薦基準	細目
<p>(2) 防火事業功労者</p> <p>防火事業に関する団体の長として通算15年以上在職した者又は防火に関する事業に20年以上尽力した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火に関する各種事業団体の長（団体とは消防懇話会、防火防災協会、防火管理研究会、危険物安全会等をいう。）として通算15年以上在職し<b>功労のある者</b></li> <li>2 防火に関する事業分野において、<b>具体的な功績があり</b>、その対象となる行為を20年以上継続している者で社会的賞賛を得ているもの</li> <li>3 防火に関する各種事業団体の役員（団体とは消防懇話会、防火防災協会、防火管理研究会、危険物安全会等をいい、役員とは団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上在職し、<b>功労のある者</b></li> </ol>
<p>(3) 防犯事業功労者</p> <p>防犯事業に関する団体の長として通算15年以上在職した者又は防犯に関する事業に20年以上尽力した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防犯に関する各種事業団体の長として通算15年以上在職し、<b>功労のある者</b></li> <li>2 防犯に関する各種事業分野において、<b>具体的な功績があり</b>、その対象となる行為を20年以上継続している者で社会的賞賛を得ているもの</li> <li>3 防犯に関する各種事業団体の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上在職し、<b>功労のある者</b></li> </ol>
<p>(4) 交通安全事業功労者</p> <p>交通安全協会長として通算15年以上在職した者又は交通安全に関する事業に20年以上尽力した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全協会長として通算15年以上在職し、<b>功労のある者</b></li> <li>2 交通安全に関する各種事業分野において、<b>具体的な功績があり</b>、その対象となる行為を20年以上継続している者で社会的賞賛を得ているもの</li> <li>3 交通安全に関する各種事業団体の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上在職し、<b>功労のある者</b></li> </ol>
<p>(5) 環境保全功労者</p> <p>常に環境保全に意を用い20年以上にわたり環境保全行政に積極的に貢献した者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「環境保全」とは清掃事業、清掃美化活動、公害防止、自然環境の保護、保存、整備、緑化及び生活環境の保全等をいい、これに関わる各種事業において積極的に行政に貢献し、<b>具体的な功績があり</b>、その対象となる行為を20年以上継続している者</li> </ol>

推 薦 基 準	細 目
<p>(6) 人権擁護委員 人権擁護委員として通算10年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>	<p>1 人権擁護委員法による人権擁護委員として通算10年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>
<p>(7) NPO活動功労者 NPO活動を行う団体の長として通算15年以上在職した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<p>1 NPO活動を行う団体の長として通算15年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>
<p>4 公衆衛生功労 (1) 保健医療事業功労者 保健医療に関する事業に尽力し、<b>功労のある者</b></p>	<p>1 保健医療事業に関わる各種事業団体の役員（団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として通算15年以上在職した者で、<b>功労のあるもの</b> 2 医務、薬務に直接従事する者で、当該業務に20年以上尽力し、かつ医療の発展のために、<b>具体的な功績があり、他の模範となるもの</b></p>
<p>(2) 食品・環境衛生事業功労者 食品・環境衛生に関する団体の役員として通算15年以上尽力した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<p>1 役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。</p>
<p>(3) 公衆衛生行政功労者 常に公衆衛生に意を用い、公衆衛生行政に積極的に貢献した者</p>	<p>1 公衆衛生に関わる各種事業分野において、公的機関から当該職務の委嘱任命等を受け通算15年以上従事した、<b>功労のある者</b> 2 保健センター等の各種健診、相談業務に医師、歯科医師、助産師として通算20年以上従事した者</p>
<p>(4) 学校保健衛生功労者 学校の校医等として通算20年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>	<p>1 学校（私立、公立含む。）の校医（内科医、歯科医、眼科医等）、薬剤師として通算20年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>
<p>(5) 保育園保健衛生功労者 保育園（私立、公立）の嘱託医として通算20年以上在職し、<b>功績のある者</b></p>	
<p>5 学校教育功労 (1) 教育功労者 学校教育の振興に精励し、<b>具体的な功績</b>のあった者又は特に他の模範とするに足るべき行為のあった者</p>	<p>1 足立区立小中学校の教育の振興に精励し、社会的賞賛を得るような、<b>具体的な功績</b>のあった者 2 国公立学校以外の区内私立高等学校及び区が認可した学校、専修学校、各種学校の教育の振興に15年以上にわたり精励し、社会的賞賛を得るような、<b>具体的な功績</b>のあった者</p>

推 薦 基 準	細 目
<p>(2) 私学振興功労者</p> <p>私立学校の経営者等で、通算20年以上在職し、教育の振興に貢献し、功労のある者</p>	<p>1 国公立学校以外の区内私立高等学校及び区が認可した学校、専修学校、各種学校において、設置者、園長、代表、理事長又は校長として、通算20年以上在職し、教育の振興に貢献した功績のある者</p>
<p>6 社会教育功労</p> <p>(1) 社会教育事業功労者</p> <p>社会教育に関する事業団体の長若しくは青少年委員として15年以上在職した者又は社会教育に関する事業に20年以上尽力した者で、功労のあるもの</p>	<p>1 社会教育に関わる各種団体の長又は青少年委員として15年以上在職した者で、功労のあるもの</p> <p>2 社会教育に関わる各種事業分野において、具体的な功績があり、その対象となる行為を20年以上継続している者で、社会的賞賛を得ているもの</p>
<p>(2) PTA会長</p> <p>PTA会長として通算5年以上在職の者又は副会長等の在職合算年数が6年以上(会長職3年以上ある者)の者で、功労のあるもの</p>	<p>1 区立小中学校のPTA会長(事実上会長を代行した期間も含む。)として通算5年以上在職し、功労のある者</p> <p>2 PTA会長(事実上会長を代行した期間も含む。)を3年以上在職し、当該役職歴に副会長等の歴(副会長、会計等をいう。)を通算した期間が6年以上あり、功労のある者</p> <p>3 基準年数算定の特例</p> <p>基準年数は5年(6年)と定めているが、任期の関係上、在職満5年(6年)に至る年度内において、対象とすることができる。</p> <p>(例：翌年3月31日に任期満了し、満5年になる予定の者は、当該年度の対象とすることができる。)</p>
<p>7 産業功労</p> <p>(1) 農業振興功労者</p> <p>農業に関する団体の長として15年以上在職した者又は役員として20年以上在職した者で、功労のあるもの</p>	<p>1 農業関係団体の長として15年以上尽力し、功労のある者</p> <p>(農業協同組合等)</p> <p>2 農業関係団体の役員(役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。)として20年以上尽力し、功労のある者</p>

推薦基準	細目
<p>(2) 実業精励功労者 商業、工業の振興に関する団体の長として15年以上在職した者又は役員として20年以上在職した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<p>1 商業、工業、観光等の関係団体の長として15年以上尽力し、区内商業、工業、観光等の振興に<b>功労のある者</b> 2 商業、工業、観光等の関係団体の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上尽力し、区内商業、工業、観光等の振興に<b>功労のある者</b></p>
<p>8 建設功労 (1) 土木建設事業功労者 土木建設事業に関する団体の長として15年以上在職した者又は役員として20年以上在職した者で、<b>功績のあるもの</b></p>	<p>1 土木建設及び建築関係事業に関する団体の長として15年以上在職し、区行政に貢献した者 2 土木建設及び建築関係事業に関する団体の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として20年以上在職し、<b>功績のある者</b></p>
<p>(2) 土地区画整理事業功労者 土地区画整理事業を率先実施し、その完成により地区発展に寄与した者で、<b>功績のあるもの</b></p>	<p>1 土地区画整理事業の完了した組合の理事長、副理事長、理事、監事で、<b>功績のある者</b> 2 足立区及び東京都施行の土地区画整理事業の完了した土地区画整理審議会の委員で、<b>功績がある者</b></p>
<p>(3) まちづくり事業功労者 まちづくり事業の推進に貢献する委員又は団体の役員として通算15年以上在職した者で、<b>功労のあるもの</b></p>	<p>1 まちづくり推進委員、まちづくりカウンセラー又はまちづくり協議会・連絡会の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として通算15年以上在職し、<b>功労のある者</b></p>
<p>(4) 市街地再開発事業功労者 市街地再開発事業を率先実施し、その完成により地区発展に寄与した者で、当該組合の理事長、副理事長、理事又は監事の役職にあるもの</p>	<p>1 市街地再開発の完了した組合の理事長、副理事長、理事、監事等で、<b>功績がある者</b></p>
<p>9 統計功労 各種の統計及び調査に通算15年以上従事し、<b>功績のある者</b></p>	<p>1 各統計調査に調査員又は指導員として従事した者で、1年間にいずれか1つ以上の調査（対象となる統計調査は統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査及びこれに付随する調査のうち、総務部総務課が主管するものとする）を行い、それが通算15年以上に及ぶもの</p>

推薦基準	細目
<p>1 0 税務功勞</p> <p>納税に関わる分野において、連合団体の長等として15年以上在籍した者又は20年以上にわたり、区行政に貢献し、納税思想の普及に努めた者であって、功勞のあるもの</p>	<p>1 納税に関わる連合団体の長等として15年以上在籍し、功勞のある者</p> <p>2 納税に関わる分野において、20年以上にわたり、納税思想の普及に努め、功勞のある者</p>
<p>1 1 文化功勞</p> <p>(1) 文化功勞者</p> <p>学問、芸術、技芸等の分野において、功績があり、文化の振興に寄与した者</p>	
<p>(2) 文化事業功勞者</p> <p>文化に関する事業団体の長として15年以上在職した者又は文化に関する事業に20年以上尽力した者で、功勞のあるもの</p>	<p>1 文化事業に関わる各種団体の長として15年以上在職し、功勞のある者</p> <p>2 文化事業に関わる各分野において、具体的な功績があり、その対象となる行為を20年以上継続している者で、社会的賞賛を得ているもの</p> <p>3 文化事業に関わる各種団体（文化団体連合会及び加盟各団体）の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として通算20年以上在職し、功勞のある者</p>
<p>(3) 文化財保護功勞者</p> <p>常に文化財保護に意を用い、20年以上にわたり文化財保護行政に対し貢献した者</p>	<p>1 文化財保護条例に定める文化財を保護し、又は保持者で、その対象となる行為を20年以上継続し、区行政に貢献した者</p>
<p>1 2 体育功勞</p> <p>(1) 体育功勞者</p> <p>スポーツ競技の分野において功績があった者</p>	

推薦基準	細目
<p>(2) 体育事業功労者</p> <p>体育に関する事業団体の長若しくはスポーツ推進委員として15年以上在職した者又は体育に関する事業に20年以上尽力した者で、功労のあるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会体育事業に関わる各種団体の長又はスポーツ推進委員として15年以上在職し、功労のある者</li> <li>2 社会体育事業に関わる各分野において具体的な功績があり、その対象となる行為を20年以上継続している者で、社会的賞賛を得ているもの</li> <li>3 社会体育事業に関わる各事業団体（体育協会及び加盟各団体）の役員（役員とは団体の長、団体の副長、会計等その会を取りまとめる立場の者をいう。）として通算20年以上在職し、功労のある者</li> </ol>
<p>1.3 発明改良功労</p> <p>発明改良に努力し、産業の発展に寄与した者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業等の発展に寄与する有益な発明改良を行った者で、社会的評価の高いもの</li> <li>2 企業組織内におけるその者の職務上の発明改良は対象としない。</li> </ol>
<p>1.4 徳行者（団体）</p> <p>志操正しく、その徳行が卓絶しており他の模範となる者又は公益のための私財（100万円以上）を寄付し、功績のある者及び団体。ただし、土地、建物などの「使用貸借」は、私財の寄付の適用除外とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 おおむね5年以上にわたる継続的な徳行により、社会生活に有益な実績を示し、他の模範となる者及び団体</li> <li>2 公益のため私財（100万円以上）を寄付し、功績のある者及び団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）基準日前3年にわたり寄付行為を行い総額が100万円以上となったものも対象とする。ただし、当年度の基準日前3年にわたり寄付行為を行い総額が100万円以上となったもののうち、当年度に表彰が行えなかったものは次年度の表彰対象とするものとする。</li> <li>（2）前号の規定による合算の対象となるのは、寄付1件あたり10万円以上のものとする。</li> <li>（3）区への直接の寄付のみ原則として対象とする。ただし、事務手続上の実態に鑑み、公社、社会福祉協議会に寄付先の指示を行ったものについては対象とする。</li> </ul> </li> </ol>
<p>1.5 災害防止功労</p> <p>自己の危険を顧みず災害の未然防止、又は復旧に献身し、その行為が他の模範となる者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身の危険を顧みず、災害発生を未然に防止した者</li> <li>2 災害現場において身を挺して災害復旧、防止に尽力した者</li> </ol>

推 薦 基 準	細 目
<p>1 6 犯罪防止功労            自己の危険を顧みず犯罪防止に献身し、            その行為が他の模範となる者</p>	<p>1 身の危険を顧みず、犯罪発生を未然に防止した者            2 犯罪現場において身を挺して被害者の保護又は犯人の逮捕に尽力した者</p>
<p>1 7 人命救助            自己の危険を顧みず人命救助にあたり、            その行為が他の模範となるもの</p>	<p>1 事故発見、通報、救助処置のいずれも適切に行われたと認められるもので、身の危険を顧みず行った救助行為</p>

## 足立区表彰規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区表彰規則 平成 3 年 3 月 29 日規則第16号</p> <p>改正</p> <p>平成 6 年規則第33号 平成 8 年規則第29号 平成12年規則第35号 平成14年 4 月 1 日規則第35号 平成17年 4 月 1 日規則第60号 平成18年 4 月 1 日規則第40号 平成19年 3 月 30日規則第18号 平成20年 3 月 31日規則第49号 平成21年 5 月 1 日規則第57号</p> <p>足立区表彰規則を公布する。 足立区表彰規則 東京都足立区表彰規則（昭和28年足立区規則第 3 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 この規則は、足立区の表彰について必要な事項を定め、足立区の自治の発展に特に貢献したものと並びに区民生活及び文化の向上に特に功労があったものの事績を <u>  </u> たたえることにより、区民の福祉増進に資することを目的とする。 （表彰） 第 2 条 （省略）</p>	<p>○足立区表彰規則 平成 3 年 3 月 29 日規則第16号</p> <p>改正</p> <p>平成 6 年規則第33号 平成 8 年規則第29号 平成12年規則第35号 平成14年 4 月 1 日規則第35号 平成17年 4 月 1 日規則第60号 平成18年 4 月 1 日規則第40号 平成19年 3 月 30日規則第18号 平成20年 3 月 31日規則第49号 平成21年 5 月 1 日規則第57号</p> <p>足立区表彰規則を公布する。 足立区表彰規則 東京都足立区表彰規則（昭和28年足立区規則第 3 号）の全部を改正する。 （目的） 第 1 条 この規則は、足立区の表彰について必要な事項を定め、足立区の自治の発展に特に貢献したものと並びに区民生活及び文化の向上に特に功労があったものの事績を <u>  </u> たたえることにより、区民の福祉増進に資することを目的とする。 （表彰） 第 2 条 （省略）</p>

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を受けることができない。</p> <p>(1) 刑事事件に関して現に起訴されている者又は刑に処せられていた者 (刑の消滅した者を除く。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) その他表彰することが適当でないと認められるもの</p> <p>第4条～第13条 (省略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を受けることができない。</p> <p>(1) 刑事事件に関して現に起訴されている者又は刑に処せられていた者 (刑の消滅した者を除く。)</p> <p>(2) <u>足立区暴力団排除条例(平成24年足立区条例第37号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は同条第3号に規定する暴力団関係者</u></p> <p>(3) <u>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又は当該団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員又は関係者</u></p> <p>(4) <u>日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員又は関係者</u></p> <p>(5) その他表彰することが適当でないと認められるもの</p> <p>第4条～第13条 (省略)</p>

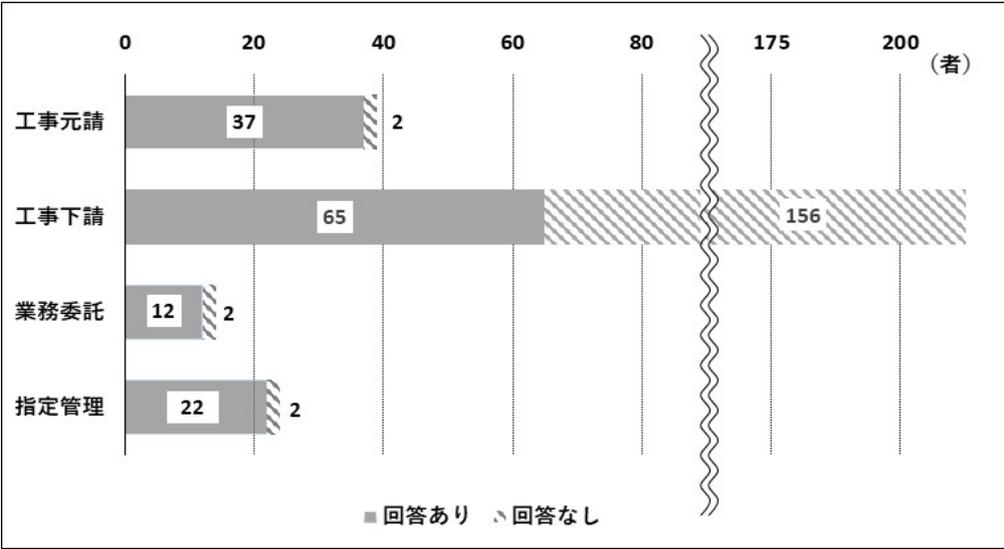
# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	<b>足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例に係る契約の解釈について</b>																		
所管部課名	総務部 契約課																		
内容	<p>区の重大な経済行為である契約が、区民を代表する議会の意思に基づいて適正に行われることを目的に、議会の議決に付する契約の解釈を整理したので報告する。</p> <p><b>1 物品購入に係る議会の議決事件の条例規定</b>                  地方自治法第96条第1項第8号に基づく財産の取得又は処分に関する議会の議決事件について、区は「足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例」第3条で、予定価格3千万円以上の動産若しくは不動産が対象になることを定めている。</p> <p><b>2 解釈の整理</b>                  委託契約や賃貸借契約等においても、内訳に動産の買入れが含まれる場合がある。今後は契約名称にかかわらず、内訳に「動産の買入れが含まれており、その積上額が予定価格3千万円以上」になる案件についても、議会の議決に付することとする。                  賃貸借契約において、対象物の所有権が契約期間終了後に区に帰属する内容である場合も、同様に扱うこととする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">契約種類</th> <th style="width: 20%;">現状（予定価格）</th> <th style="width: 15%;">今後</th> <th style="width: 50%;">考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品購入</td> <td>3千万円以上を議決に付す</td> <td>変更なし</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>拡大</b></td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">内訳精査 積上額で 判断</td> <td>予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">内訳精査 積上額で 判断</td> <td>契約期間終了後、区に所有権が帰属する内容で、予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内訳に工事請負を含む場合は、積上額が予定価格1億8千万円以上になる場合、条例第2条の解釈を引用し、議会の議決に付する契約案件とする。</p> <p><b>3 今後の方針</b>                  令和5年第2回定例会から対応する。</p>				契約種類	現状（予定価格）	今後	考え方	物品購入	3千万円以上を議決に付す	変更なし	変更なし	<b>拡大</b>	×	内訳精査 積上額で 判断	予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す	×	内訳精査 積上額で 判断	契約期間終了後、区に所有権が帰属する内容で、予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す
契約種類	現状（予定価格）	今後	考え方																
物品購入	3千万円以上を議決に付す	変更なし	変更なし																
<b>拡大</b>	×	内訳精査 積上額で 判断	予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す																
	×	内訳精査 積上額で 判断	契約期間終了後、区に所有権が帰属する内容で、予定価格の積上額が動産買入3千万円以上になる場合、議決に付す																

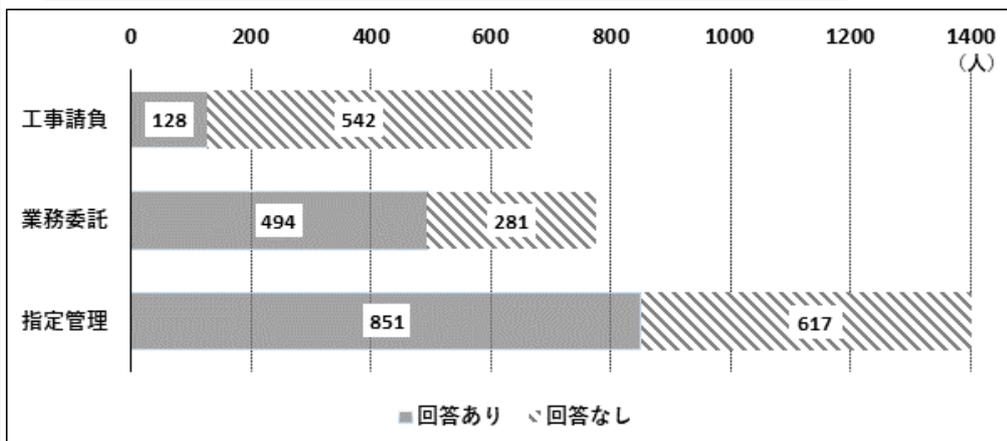
# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	公契約条例アンケート調査の結果報告及び条例の見直しについて																												
所管部課名	総務部 契約課																												
内容	<p>公契約条例適用現場に対するアンケート調査の集計結果がまとまったので、報告する。結果を踏まえ、公契約条例の見直しに着手する。詳細は、別添『足立区公契約条例アンケート調査結果』参照のこと。</p> <p><b>1 調査期間</b> 令和4年10月17日から令和4年12月31日まで</p> <p><b>2 調査対象者</b> 令和3年度または令和4年度のいずれかに、足立区と公契約条例対象契約（以下①～③）を締結した事業者と公契約条例対象契約にかかる業務に従事する労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 予定価格が1億8千万円以上の工事又は製造の請負契約</li> <li>② 予定価格が9千万円以上の庁舎その他施設業務に関する委託契約の一部</li> <li>③ 指定管理協定の一部</li> </ul> <p><b>3 回答状況</b> (1) 事業者</p> <table border="1" data-bbox="405 1294 1377 1581"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">合計</th> <th>工事元請</th> <th>工事下請</th> <th>委託</th> <th>指定管理</th> </tr> <tr> <th>上記①</th> <th>上記①</th> <th>上記②</th> <th>上記③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>298 者</td> <td>39 者</td> <td>221 者</td> <td>14 者</td> <td>24 者</td> </tr> <tr> <td>回答数</td> <td>136 者</td> <td>37 者</td> <td>65 者</td> <td>12 者</td> <td>22 者</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>45.6%</td> <td>94.9%</td> <td>29.4%</td> <td>85.7%</td> <td>91.7%</td> </tr> </tbody> </table> 		合計	工事元請	工事下請	委託	指定管理	上記①	上記①	上記②	上記③	対象者	298 者	39 者	221 者	14 者	24 者	回答数	136 者	37 者	65 者	12 者	22 者	回答率	45.6%	94.9%	29.4%	85.7%	91.7%
	合計			工事元請	工事下請	委託	指定管理																						
		上記①	上記①	上記②	上記③																								
対象者	298 者	39 者	221 者	14 者	24 者																								
回答数	136 者	37 者	65 者	12 者	22 者																								
回答率	45.6%	94.9%	29.4%	85.7%	91.7%																								

(2) 労働者

	合計	工事	委託	指定管理
		上記①	上記②	上記③
対象者	2,913人	670人	775人	1,468人
回答数	1,473人	128人	494人	851人
回答率	50.6%	19.1%	63.7%	58.0%

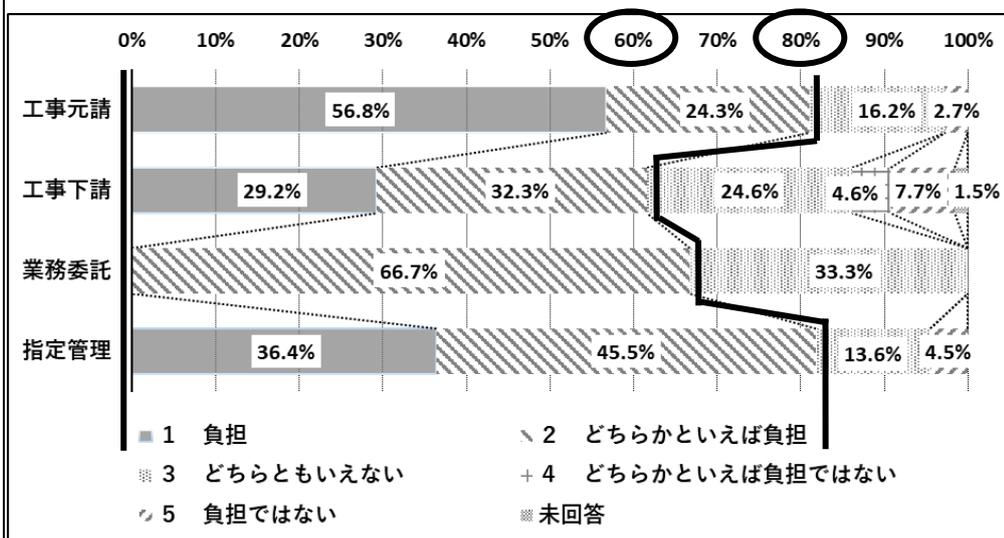


4 主な調査結果

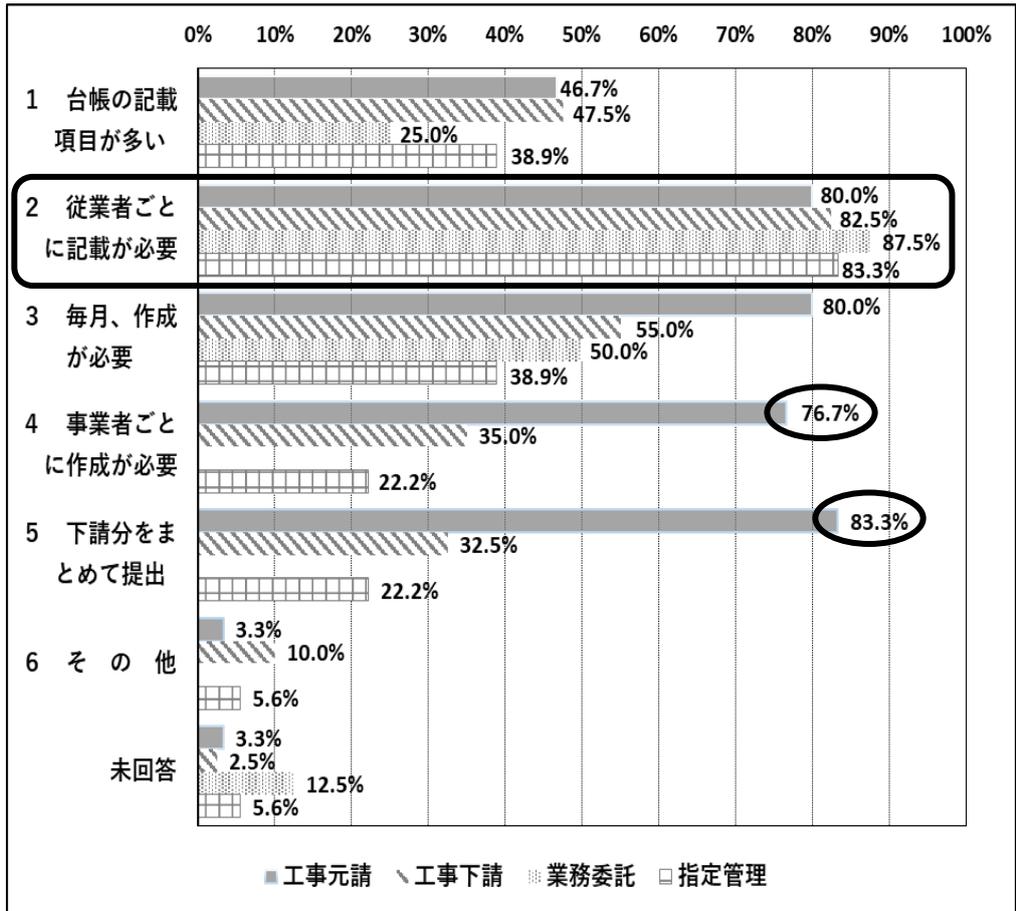
(1) 【事業者設問】労務台帳作成の負担

- ① 負担感を持つ事業者がどの契約区分も多かった。
- ② 項目としては、「2 従業者ごとに記載が必要」が最も多かった。
- ③ 『工事元請業者』は、「4 事業者ごとに作成が必要」「5 下請分をまとめて提出」との回答が他の契約区分よりも大きく上回った。

【労務台帳作成の負担感】



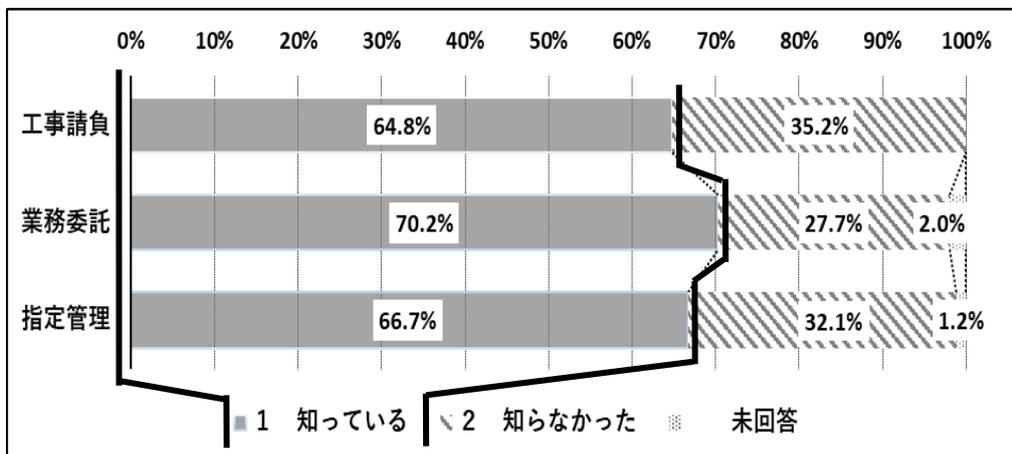
【労務台帳作成の負担を感じる項目】



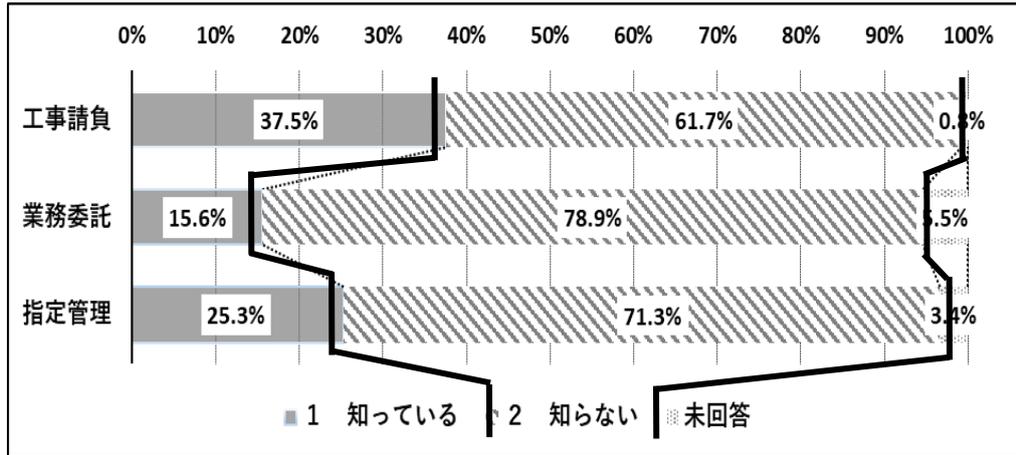
(2) 【労働者設問】 条例（労働報酬下限額の保証）の認知

- ① 賃金保証は、「1 知っている」との回答がどの契約区分も多かった。
- ② 条例の認知は、「2 知らない」との回答がどの契約区分も多かった。また、自由意見では、このアンケートで労働報酬下限額を初めて知ったとの回答も散見された。

【労働報酬下限額以上の賃金保証の認知】



【公契約条例の認知】



5 今後のスケジュール・方針

今回のアンケート結果を踏まえ、公契約等審議会に諮りながら条例の見直しについて検討し、令和7年度からの実施を目指していく。

また、見直しにあたっては、他自治体の実施状況を参考にしつつ、関係団体や労働者の意見を踏まえ、関係者の負担を抑えられるよう、より実効性の高い制度としていく。

日程	実施内容
令和5年6月	アンケート結果公表
令和5年6月～ 令和6年3月	公契約等審議会（労働報酬審議会）にて、課題を検討
令和6年6月	制度見直し案を総務委員会に報告、関係団体説明
令和6年8月	パブリックコメントの実施
令和6年11月	パブリックコメント結果公表、総務委員会報告
令和6年12月	条例改正案の上程
令和7年1月～ 令和7年3月	関連規定の整備、事業者・労働者への周知
令和7年2月	当初予算案上程
令和7年4月	見直し実施

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	小規模工事契約登録事業者の新たな活用拡大策の実施結果について						
所管部課名	総務部 契約課						
内 容	<p>区内小規模工事契約登録事業者の一層の活用を図るため、令和4年9月から新たな活用拡大策を実施した。</p> <p>令和4年度の工事契約実績について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 小規模工事契約登録とは</b></p> <p>軽易な建設工事、修繕工事等であれば施工可能な区内小規模事業者の受注機会拡大のため、専用名簿を作成、全庁共有し、主管課発注工事（予定価格130万円以下）の業者選定時に活用している。</p> <p>常時、登録希望や既掲載内容変更は区ホームページや契約課窓口で周知・受付しており、毎月データを更新している。</p> <p>なお、現在の有効期限は令和8年3月31日であり、3年毎に更新手続きが必要である。また、手続きについては、有効期限前に登録事業者あてに一斉に通知を発送している。</p> <p><b>2 小規模工事契約実績</b> <span style="float: right;">※学校長発注工事を除く</span></p>						
				令和4年度			
		項目	令和3年度	R4.4～ R4.8	R4.9～ R5.3	全体	増減
	案件数	①対象件数	953件	344件	437件	781件	▲172件
		②登録事業者が入札参加できた件数	136件	52件	197件	249件	113件
		③登録事業者の入札参加割合（=②/①）	14.3%	15.1%	45.1%	31.9%	17.6ポイント
		④登録事業者が受注できた件数	65件	19件	73件	92件	27件
		⑤登録事業者が入札参加した案件の受注割合（=④/②）	47.8%	36.5%	37.1%	36.9%	▲10.9ポイント
	事業者数	①登録事業者数	136者	145者	151者	151者	15者
		②入札参加できた登録事業者数	48者	30者	65者	70者	22者
		③入札参加できた登録事業者割合（=②/①）	35.3%	20.7%	43.0%	46.4%	11.1ポイント
		④受注できた登録事業者数	29者	17者	37者	41者	12者
⑤受注できた登録事業者割合（=④/③）		21.3%	11.7%	24.5%	27.2%	5.9ポイント	

### 3 今後の方針

(1) 前記2の表中②、③の入札参加できた登録事業者は、151者中70者(46.4%)と微増であった。小規模工事契約登録事業者名簿の自己紹介に具体性がなく、発注課が希望する工事内容に対応可能か、判断できなかったとの声があった。

令和5年度から事業者には具体的な記載を依頼して、発注課が希望する施工内容とマッチングしやすいように改めた。

(2) 小規模工事契約登録事業者を活用するための意見や要望、活用に至らなかった事由(工期や技術等)の有無等についての所管課ヒアリングを行い、支障となっている課題を整理しながら、更なる活用を促していく。

#### 《参考》 令和4年9月から実施している活用拡大策

目的	内容
① 登録事業者への見積り依頼を増やす	小規模工事の工事起案(発注)において、小規模工事契約登録事業者1者以上からの見積り取得を原則とする。
② 一部の登録事業者への偏りを減らす	小規模工事の工事起案(発注)が前年度20件を超えた所管課においては、課内で事業者リストを作成し、偏ることなく声掛け(見積り依頼)することを原則とする。
③ 登録事業者への依頼に係る課題等を明確化する	小規模工事契約登録事業者に声掛け(見積り依頼)を行ったものの対応いただけなかった場合は、可能な限り、その理由等を聴取し、記録を残していく(契約課が集約し、課題整理する)。

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	令和4年度総合評価方式入札の試行実施結果について																																																																																		
所管部課名	総務部 契約課																																																																																		
内容	<p>公契約等審議会からの答申に基づき、令和5年6月から本格実施する総合評価方式入札について、令和4年度下半期に5工種で試行実施した結果を報告する。</p> <p><b>1 総合評価方式入札とは</b>                  入札金額だけでなく施工能力（工事成績や技術者資格など）も評価する入札方式。入札金額が最も低い事業者が落札者になるとは限らず、技術力の優れた事業者ほど高評価になり、有利である。</p> <p><b>2 総合評価方式入札の試行実施案件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>案件名</th> <th>入札参加事業者数</th> <th>落札額</th> <th>落札率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>【一般土木】舗装改修工事（道路整備課工事第21号）</td> <td>5者</td> <td>24,383,590円</td> <td>93.33%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>【建築】島根住区センター大規模改修工事</td> <td>4者</td> <td>207,900,000円</td> <td>92.81%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>【電気】島根住区センター大規模改修電気設備工事</td> <td>10者</td> <td>83,380,000円</td> <td>95.23%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>【空調】島根住区センター大規模改修機械設備工事</td> <td>7者</td> <td>63,228,000円</td> <td>95.15%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>【造園】（仮称）東六月町第二公園整備工事</td> <td>5者</td> <td>66,000,000円</td> <td>97.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 入札状況</b>                  (1) No.2、4、5は最も安価で入札した事業者が落札者となった。                  (2) No.1は、事業者Aが最も安い金額で入札し価格点1位であったが、施工能力評価点1位の事業者Bが総合点で上回り、落札者となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入札事業者</th> <th colspan="2">価格点</th> <th colspan="2">施工能力評価点</th> <th colspan="2">総合点</th> </tr> <tr> <th>点</th> <th>順位</th> <th>点</th> <th>順位</th> <th>点</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>15.96点</td> <td>①</td> <td>19.0点</td> <td>②</td> <td>34.96点</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td><b>B（落札者）</b></td> <td>14.23点</td> <td>②</td> <td><b>30.0点</b></td> <td><b>①</b></td> <td><b>44.23点</b></td> <td><b>①</b></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>0点</td> <td>—</td> <td>7.5点</td> <td>③</td> <td>7.5点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>D（辞退）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>E（無効）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入札額…A2,365万円 B2,438万円 C予定価格超過</p>					No.	案件名	入札参加事業者数	落札額	落札率	1	【一般土木】舗装改修工事（道路整備課工事第21号）	5者	24,383,590円	93.33%	2	【建築】島根住区センター大規模改修工事	4者	207,900,000円	92.81%	3	【電気】島根住区センター大規模改修電気設備工事	10者	83,380,000円	95.23%	4	【空調】島根住区センター大規模改修機械設備工事	7者	63,228,000円	95.15%	5	【造園】（仮称）東六月町第二公園整備工事	5者	66,000,000円	97.41%	入札事業者	価格点		施工能力評価点		総合点		点	順位	点	順位	点	順位	A	15.96点	①	19.0点	②	34.96点	②	<b>B（落札者）</b>	14.23点	②	<b>30.0点</b>	<b>①</b>	<b>44.23点</b>	<b>①</b>	C	0点	—	7.5点	③	7.5点	—	D（辞退）	—	—	—	—	—	—	E（無効）	—	—	—	—	—	—
	No.	案件名	入札参加事業者数	落札額	落札率																																																																														
	1	【一般土木】舗装改修工事（道路整備課工事第21号）	5者	24,383,590円	93.33%																																																																														
	2	【建築】島根住区センター大規模改修工事	4者	207,900,000円	92.81%																																																																														
	3	【電気】島根住区センター大規模改修電気設備工事	10者	83,380,000円	95.23%																																																																														
4	【空調】島根住区センター大規模改修機械設備工事	7者	63,228,000円	95.15%																																																																															
5	【造園】（仮称）東六月町第二公園整備工事	5者	66,000,000円	97.41%																																																																															
入札事業者	価格点		施工能力評価点		総合点																																																																														
	点	順位	点	順位	点	順位																																																																													
A	15.96点	①	19.0点	②	34.96点	②																																																																													
<b>B（落札者）</b>	14.23点	②	<b>30.0点</b>	<b>①</b>	<b>44.23点</b>	<b>①</b>																																																																													
C	0点	—	7.5点	③	7.5点	—																																																																													
D（辞退）	—	—	—	—	—	—																																																																													
E（無効）	—	—	—	—	—	—																																																																													

(3) No.3は、事業者Fが最も安価で入札したが、価格点が最も高くなる価格（評価基準価格：非公表）との差が大きかったため、2番目に安い金額で入札した事業者Gが価格点1位となった。価格点、施工能力評価点とも1位の事業者Gが落札者となった。

入札事業者	価格点		施工能力評価点		総合点	
		順位		順位		順位
F	9.51点	②	20点	⑦	29.51点	③
<b>G (落札者)</b>	<b>11.98点</b>	<b>①</b>	<b>30点</b>	<b>①</b>	<b>41.98点</b>	<b>①</b>
H	6点	③	24点	⑤	30点	②
I	1.62点	④	24点	⑤	25.62点	④
J	0点	—	27点	②	27点	—
K	0点	—	11点	⑧	11点	—
L	0点	—	25点	③	25点	—
M	0点	—	25点	③	25点	—
N (辞退)	—	—	—	—	—	—
O (不参)	—	—	—	—	—	—

※ 入札額…F7,414万円 G8,338万円 H8,580万円 I8,712万円  
J、K、L、M予定価格超過

#### 4 事業者の反応

事業者からの問い合わせは通常の発注案件よりも多くあり、関心の高さが伺えた。

- (1) 実績や施工能力が、評価項目でどのように算定されるのか。
- (2) 自社の評価点は何点になるのか。
- (3) 入札参加に必要な書類等は何か。
- (4) 点数を上げるためにはどうすれば良いのか。
- (5) 総合評価方式入札での発注は、今後どのくらいになるのか。

#### 5 今後の方針

令和7年度までの3ヶ年度で、予定価格6,000万円以上（JV工事を除く）工事を対象に、50%以上の実施を目指す。

入札状況等を検証し、更なる制度改善に向けた見直しを図っていく。

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	旧鹿浜西小学校用地活用に係る進捗状況について								
所管部課名	総務部 資産管理課、資産活用担当課、地域のちから推進部 地域調整課、総合防災対策室 災害対策課、調整担当課、都市建設部 交通対策課、学校運営部 学校施設管理課								
内容	<p><b>1 近隣住民説明会の実施について</b></p> <p>令和4年度実施の足立区立鹿浜西小学校用地活用事業において、地元からの要望である「生鮮三品を販売するスーパーマーケットをはじめとした店舗等の商業施設及び関連施設」の整備・運営事業者を公募した。</p> <p>その結果、(株)サンベルクスホールディングスが活用事業者に決定し、事業者の紹介を兼ねた近隣住民説明会を以下のとおり開催する。</p> <p>(1) 開催日時 (予定)</p> <p>ア 第1回近隣住民説明会 令和5年6月28日(水) 午後 6時30分から</p> <p>イ 第2回近隣住民説明会 令和5年7月 1日(土) 午前10時00分から</p> <p>(2) 開催場所 鹿浜未来小学校体育館(両日)</p> <p>※ 事前申し込み不要 (各回最大で100名程度を想定し、当日会場にて受付)</p> <p>(3) 主な説明内容</p> <p>ア 新施設の概要</p> <p>イ 今後のスケジュール</p> <p><b>2 今後のスケジュールについて(予定)</b></p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年 7月下旬</td> <td>既存校舎解体工事開始、基本協定書締結</td> </tr> <tr> <td>令和6年 1月</td> <td>事業契約締結</td> </tr> <tr> <td>4月</td> <td>土地貸付開始、商業施設建設工事開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年度以降</td> <td>商業施設開設</td> </tr> </table> <p><b>3 今後の方針</b></p> <p>地域や議会のご理解を頂きながら、食品スーパーマーケット等の商業施設の開設に向けて事業者と協議を進めていく。</p>	令和5年 7月下旬	既存校舎解体工事開始、基本協定書締結	令和6年 1月	事業契約締結	4月	土地貸付開始、商業施設建設工事開始	令和7年度以降	商業施設開設
令和5年 7月下旬	既存校舎解体工事開始、基本協定書締結								
令和6年 1月	事業契約締結								
4月	土地貸付開始、商業施設建設工事開始								
令和7年度以降	商業施設開設								

## 案内図



## 参考 これまでの経緯

- 令和元年 6月 北鹿浜小学校と鹿浜西小学校の統合が決定
- 令和2年12月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より要望書提出
- 令和3年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和3年10月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会より跡利用に対する要望・意見提出
- 令和3年11月 サウンディング型市場調査を実施し、事業者に活用意向を調査
- 令和3年12月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の跡利用説明会開催
- 令和4年 2月 北鹿浜小学校・鹿浜西小学校の活用方針決定
- 令和4年 3月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和4年 8月 鹿浜地区町会・自治会連絡協議会と意見交換会を実施
- 令和5年 2月 (株)サンベルクスホールディングスを鹿浜西小学校用地活用事業者に決定

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	足立区公共施設等総合管理計画の改訂の進め方について										
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課										
内容	<p>足立区公共施設等総合管理計画<sup>※1</sup>（以下「総合管理計画」という。）の改訂の進め方について、報告する。</p> <p>※1 総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（以下「総務省指針」という。）」に基づき、区の公共施設等<sup>※2</sup>を適切に管理することを目的に、平成29年4月に策定。 計画期間は、平成29年度から令和38年度までの40年間。一期を8年とした五期の計画で、第一期から第五期の各期で評価・見直しを実施予定。現在は、第一期の7年目。</p> <p>※2 足立区では、庁舎、学校、体育館などを「公共施設」、道路、橋りょう、公園などを「インフラ」に大別。「公共施設」を一般施設<sup>※3</sup>、学校施設、区営住宅に分類、「インフラ」を道路、橋りょう、公園に分類。これらの分野ごとに6つの個別計画を策定。</p> <p>※3 学校施設、区営住宅以外の公共施設。</p> <p><b>1 これまでの経緯</b></p> <table border="1" data-bbox="395 1294 1461 1888"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1294 663 1350">年月</th> <th data-bbox="663 1294 1461 1350">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1350 663 1503">平成26年4月</td> <td data-bbox="663 1350 1461 1503">総務省が「総務省指針」を策定、各自治体に通知 各自治体へ総合管理計画の策定を要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1503 663 1597">平成29年4月</td> <td data-bbox="663 1503 1461 1597">足立区公共施設等総合管理計画策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1597 663 1794">令和4年4月</td> <td data-bbox="663 1597 1461 1794">総務省が「総務省指針」を改訂<sup>※4</sup>、各自治体に通知（以下「総務省通知」という。） 各自治体へ令和5年度末までの総合管理計画の見直しを要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1794 663 1888">令和5年4月</td> <td data-bbox="663 1794 1461 1888">公共施設マネジメント担当課を新設 総合管理計画の改訂に着手</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4 指針の改訂により追加された主な項目は、以下のとおり。 （ア）脱炭素化の推進方針を記載すること （イ）ユニバーサルデザイン化の推進方針を記載すること （ウ）施設保有量の推移を記載すること</p>	年月	内容	平成26年4月	総務省が「総務省指針」を策定、各自治体に通知 各自治体へ総合管理計画の策定を要請	平成29年4月	足立区公共施設等総合管理計画策定	令和4年4月	総務省が「総務省指針」を改訂 <sup>※4</sup> 、各自治体に通知（以下「総務省通知」という。） 各自治体へ令和5年度末までの総合管理計画の見直しを要請	令和5年4月	公共施設マネジメント担当課を新設 総合管理計画の改訂に着手
年月	内容										
平成26年4月	総務省が「総務省指針」を策定、各自治体に通知 各自治体へ総合管理計画の策定を要請										
平成29年4月	足立区公共施設等総合管理計画策定										
令和4年4月	総務省が「総務省指針」を改訂 <sup>※4</sup> 、各自治体に通知（以下「総務省通知」という。） 各自治体へ令和5年度末までの総合管理計画の見直しを要請										
令和5年4月	公共施設マネジメント担当課を新設 総合管理計画の改訂に着手										

## 2 公共施設等の現状（総合管理計画に記載されている内容）

### (1) 公共施設（一般施設、学校施設、区営住宅）

項目	現状の数値
施設数	555か所 （一般施設：433か所 学校施設：105か所 区営住宅：17か所）
延床面積	約121.2万㎡（東京ドーム約26個分） （うち学校施設 約73万㎡、全体の6割）

### (2) インフラ（道路、橋りょう、公園）

項目	現状の数値
数量	道路：約95万m（総延長） 橋りょう：83か所 公園：589か所（約231万㎡）
面積	約960万㎡（東京ドーム約208個分）

## 3 現時点での課題（公共施設・インフラ共通）

(1) 建物の耐用年数が50～60年とされているところ、築30年以上を経過した公共施設が7割以上あり、今後、老朽化に伴う改修工事や施設更新の時期が集中してしまうこと。

(2) 人件費や材料費などの高騰により建設コストが上昇<sup>※5</sup>しており、今後、改修工事や施設更新にかかる経費の一層の増大が見込まれること。

※5 令和5年2月策定の足立区中期財政計画によると、例えば、学校改築にかかる1校あたりの建築平米単価は、令和3年度は平成25年度と比較して約1.5倍となっている。

(3) 人口減少、人口構造の変化などにより、公共施設の利用需要が変わっていくと予測されること。

(4) 総合管理計画を策定して以来、進行管理が行われていなかったこと。

## 4 改訂の目的

総合管理計画の策定から6年が経過し、建物等の老朽化の進行や物価高騰等による建設コストの上昇など、公共施設等を取り巻く状況が大きく変化していることから、現状を踏まえたうえで内容を見直し、PDCAサイクルによる進行管理、評価・検証を適正に行うことができる計画とする。

## 5 改訂の進め方

総務省通知で、新たに追加された項目について令和5年度末までに見直しを完了させることとされたため令和5年度末に改訂する「一次改訂」と、総合管理計画の第二期（令和7年度から14年度までの8年間）に向けて令和6年度末に本編を改訂する「二次改訂」に分けて進める。

(1) 改訂の進め方 (概要)

	一次改訂	二次改訂
改訂時期	令和5年度末	令和6年度末
改訂内容	新たに追加された3項目を中心に別冊として作成	全面改訂
改訂の 手続き	足立区公共施設マネジメント推進委員会で審議し、改訂する。進捗状況は、適宜区議会に報告する。	改訂の方向性や骨子を令和5年末までに取りまとめ、区議会、区民等のご意見を伺いながら、改訂の手続きを進めていく。

(2) 一次改訂の進め方

ア 改訂時期

総務省通知に従い、令和5年度末に改訂する。

イ 改訂内容

総合管理計画の平成29年度から令和4年度までの実績を把握するとともに、総務省通知で新たに追加された項目を中心に別冊として作成する。なお、別冊として作成する主な項目は以下のとおり。

(ア) 脱炭素化の推進方針を記載する

(イ) ユニバーサルデザイン化の推進方針を記載する

(ウ) 施設保有量の推移を記載する

ウ 改訂の手続き

区要綱で定めた「足立区公共施設マネジメント推進委員会<sup>※6</sup>」で審議し、改訂する。進捗状況は、適宜区議会に報告する。

※6 「7 足立区公共施設マネジメント推進委員会について」を参照。

(3) 二次改訂の進め方

ア 改訂時期

総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度までの8年間）が終了する令和6年度末までに改訂する。

イ 改訂内容

総合管理計画の第一期の課題を整理・分析し、より適切な維持管理・更新経費を算出するため、「維持管理経費」を新たに算定する。また、PDCAサイクルによる進行管理を適正に行うことで、中長期的に持続可能な区政運営ができる総合管理計画に全面改訂する。

ウ 改訂の手続き

改訂の方向性や骨子を令和5年末までに取りまとめ、区議会、区民等のご意見を伺いながら、改訂の手続きを進めていく。

エ 計画期間

総合管理計画の第二期から第五期までの期間となる、令和7年度から38年度までの32年間とする。

## 6 委託事業者との契約について

総合管理計画の一次改訂及び二次改訂の業務委託について、以下のとおり契約を締結した。

### (1) 委託件名

足立区公共施設等総合管理計画改訂業務

### (2) 契約の相手方

ア 事業者名 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング  
(代表取締役 鷲本 晴吾)

イ 所在地 東京都品川区上大崎三丁目1番1号  
目黒セントラルスクエア

### (3) 契約金額

30,151,000円(税込)

### (4) 業務期間

令和5年6月2日から令和7年3月21日まで

## 7 足立区公共施設マネジメント推進委員会（庁内組織）について

### (1) 設置経過

ア 平成29年5月に、副区長を委員長として「足立区公共施設マネジメント推進委員会」を設置し、所掌事項である「総合管理計画の進行管理」等を行ってきた。

イ 総合管理計画の改訂に向けた検証を行う中で、これまで適切に総合管理計画の進行管理ができていなかった状況であったことから、総合管理計画の進行管理を行う庁内推進体制を強化するため、区長を委員長として要綱を改正し、今後の進行管理を徹底していく。

### (2) 主な所掌事項

ア 総合管理計画の策定・改訂に関する審議及び進行管理

イ 分野別個別計画の策定・改訂に関する審議及び進行管理

### (3) 構成委員

ア 委員長 区長

イ 副委員長 両副区長

ウ 委員 各部室局長等

### (4) 令和5年度第1回 足立区公共施設マネジメント推進委員会

ア 開催日

令和5年6月20日(火)

イ 審議事項

(ア) 総合管理計画改訂の必要性について

(イ) 今後の進め方について

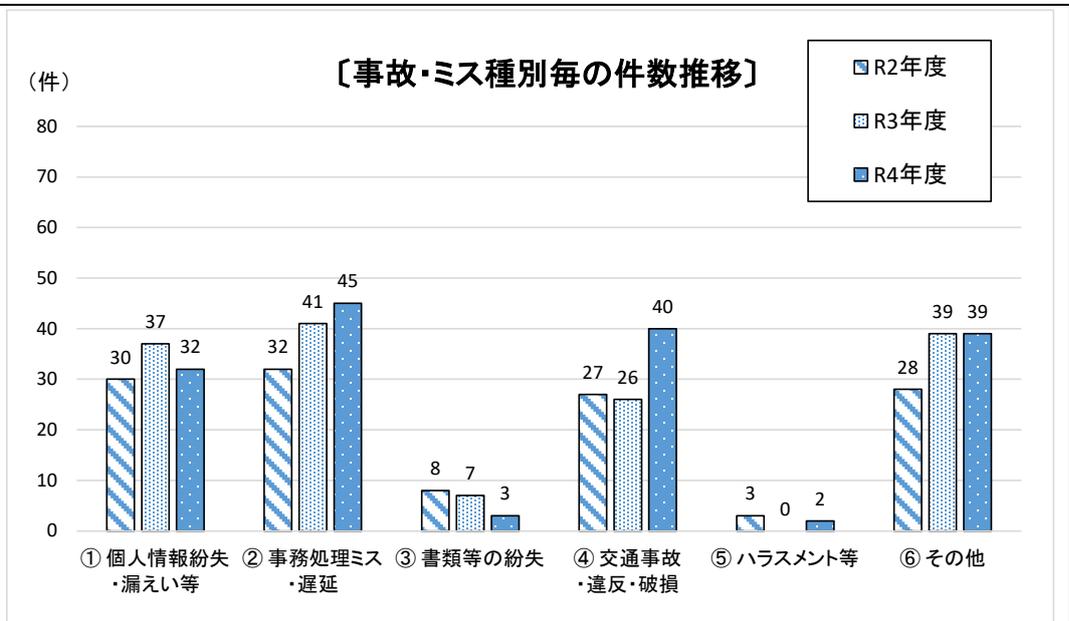
**8 令和5年度のスケジュール（案）**

年 月	内 容
令和5年 6月	総務委員会（改訂着手を報告）
9月	総務委員会（一次改訂の方向性・骨子の報告）
10月	Aーフェスタ（区民アンケート）
11月	総務委員会（一次改訂素案の報告）
11月～12月	パブリックコメント（一次改訂素案） （意見募集期間 11/27～12/27 予定）
令和6年 2月	総務委員会（パブコメ結果・一次改訂案の報告）
3月	総合管理計画一次改訂

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	<b>令和4年度の内部統制の取組み状況及び令和5年度の運用について</b>																																
所管部課名	ガバナンス担当部 ガバナンス担当課、コンプライアンス推進担当課、総務部 人事課																																
内 容	<p>令和4年度の内部統制の取組み状況及び令和5年度の運用について、以下のとおり報告する。</p> <p>地方公共団体における内部統制制度については、財務に関する事務について都道府県及び指定都市において実施が義務付けられ、区市町村においては努力義務とされている（地方自治法第150条）。</p> <p>足立区では、区民からより信頼される区政運営を行うため、令和3年度より「財務に関する事務」のほか、「情報管理に関する事務」及び「生命・安全の確保に関する事務」について内部統制制度の対象としている。</p> <p><b>1 令和4年度に報告された事故・ミスの件数について</b></p> <p>内部統制制度の対象となる3つの事務を含め、以下の事項等について、適正な執行と事故・ミスの発生の防止に努めている。</p> <p>令和4年度に報告された事故・ミスの発生状況・傾向等は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 令和4年度に報告された件数は、161件で昨年度から11件増加。</p> <p>(2) 内訳として、「交通事故・違反・破損」が大幅に増えているが、これは特に公用車の破損が多発したこと、「事務処理ミス・遅延」件数の増は、収入・支出誤りが増加したことが影響している。</p> <p>一方、昨年度増となった「個人情報情報の紛失・漏えい等」が減少するとともに、「書類等の紛失」については、2年連続で減少となった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 10%;">3年度</th> <th style="width: 10%;">4年度</th> <th style="width: 10%;">増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 個人情報情報の紛失・漏えい等 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">32</td> <td style="text-align: center;">▲5</td> </tr> <tr> <td>② 事務処理ミス・遅延 印刷物等の誤植、収入・支出等の誤り、事務処理の遅延、不作為 等</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>③ 書類等の紛失 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">▲4</td> </tr> <tr> <td>④ 交通事故・違反・破損 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等</td> <td style="text-align: center;">26 (3)</td> <td style="text-align: center;">40 (7)</td> <td style="text-align: center;">14 (4)</td> </tr> <tr> <td>⑤ ハラスメント等 セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害、サービス上の事故 等</td> <td style="text-align: center;">39 (2)</td> <td style="text-align: center;">39 (1)</td> <td style="text-align: center;">0 (▲1)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">150 (5)</td> <td style="text-align: center;">161 (8)</td> <td style="text-align: center;">11 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">( ) 内は、各件数のうち公務外で発生した件数</p>		3年度	4年度	増減	① 個人情報情報の紛失・漏えい等 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等	37	32	▲5	② 事務処理ミス・遅延 印刷物等の誤植、収入・支出等の誤り、事務処理の遅延、不作為 等	41	45	4	③ 書類等の紛失 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等	7	3	▲4	④ 交通事故・違反・破損 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等	26 (3)	40 (7)	14 (4)	⑤ ハラスメント等 セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等	0	2	2	⑥ その他 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害、サービス上の事故 等	39 (2)	39 (1)	0 (▲1)	合 計	150 (5)	161 (8)	11 (3)
	3年度	4年度	増減																														
① 個人情報情報の紛失・漏えい等 個人情報が含まれる書類の誤交付、無断持ち出し、不適切管理 等	37	32	▲5																														
② 事務処理ミス・遅延 印刷物等の誤植、収入・支出等の誤り、事務処理の遅延、不作為 等	41	45	4																														
③ 書類等の紛失 個人情報を含まない書類、鍵、金券類の紛失 等	7	3	▲4																														
④ 交通事故・違反・破損 人身・物損事故、交通違反、公用車の破損 等	26 (3)	40 (7)	14 (4)																														
⑤ ハラスメント等 セクハラ、パワハラ、暴言、暴力行為 等	0	2	2																														
⑥ その他 上記以外の事故・ミス、不適切な対応、システム障害、サービス上の事故 等	39 (2)	39 (1)	0 (▲1)																														
合 計	150 (5)	161 (8)	11 (3)																														



## 2 令和4年度における内部統制の取組みと課題

### (1) 事故・ミスの予防に向けた取組み

#### ア 取組み

(ア) 前月の事故・ミスの発生状況や、留意事項等を例月庁議において展開するとともに、現場レベルにも予防策や注意点等が確実に展開されるよう、文書パソコンの掲示板による注意喚起も毎月行った。

(イ) 同じく文書パソコンから常時閲覧できる事故・ミスの過去事例のアーカイブに加え、特に交通違反、交通事故を防止するため、区内で交通違反が起きやすい箇所をまとめた地図の展開も行った。

(ウ) 各課の庶務担当係長を通じた、事故・ミスの予防策の展開や実施状況の調査を概ね隔月で実施した。

#### イ 課題

事故・ミスの予防に向けた取組みを進めてきたにもかかわらず、令和4年度は事故・ミスの発生件数が増加してしまった。

委託事業者や指定管理者の事故・ミスが増加傾向にあり、職員以外への周知、指導も含めた取組みの必要性が生じている。

### (2) 内部統制制度の運用

#### ア 取組み

リスク評価について、対象事務の内容を見直し、過去に事故も発生している「補助金の交付」事務を追加した。

また、令和3年度に発生した事故・ミスや監査指摘事項については、令和4年度において確実にリスク評価を実施し、事故・ミスの再発防止を図った。

#### イ 課題

引き続き、確実なリスク対応を実施するため、ガバナンス担当課において適宜リスクや対象事務を見直し、運用していく必要がある。

### 3 令和5年度の内部統制に関する取組みについて

令和4年度の事故・ミスの発生状況及び内部統制に関する取組み課題を踏まえて、令和5年度は以下の取組みを進める。

#### (1) 事故・ミスの予防に向けた取組み

##### ア 新たな取組み

年2回程度、事故・ミス予防強化期間を設け、全庁でチェック体制の整備や手順が守られているかなどの確認を行う。

##### イ 注意喚起の対象拡大

事故・ミスの予防策に関しては、これまでも行ってきた庁議や庶務担当係長を通じた注意喚起を引き続き行っていくとともに、会計年度任用職員や委託事業者に対しても情報提供や注意喚起を行うよう各所管に促していく。

##### ウ 重点的な予防策の展開

「個人情報漏洩」や「誤植」等、発生件数が多い事故・ミスについては、引き続き重点的に周知や研修を行う。さらに、それらの事故・ミスを予防するためのチェックリスト等のツールや手法が適切に整備されているか確認を行い、確実な予防策を展開していく。

#### (2) 内部統制制度の運用

##### ア 「内部統制評価報告書」の作成

地方自治法に則した「内部統制評価報告書」をコンプライアンス推進担当課において作成し、監査委員の審査を踏まえた上で区議会へ提出するとともに公表する。

##### イ リスク評価の検証

ガバナンス担当課において、リスク評価結果等を検証し、適宜対象事務やリスクの見直しを行っていく。加えて、各課が想定したリスクやその対応策について、事故防止に資する内容となっているかの確認も行い、効果的に運用していく。

# 総務委員会報告資料

令和5年6月26日

件名	令和4年度のコンプライアンス推進の取組み状況及び令和5年度の運用について																												
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																												
内容	<p>区のコンプライアンス推進のための令和4年度の取組み状況及び5年度の運用について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 令和4年度の取組み状況について</b></p> <p>令和4年6月に改正公益通報者保護法が施行されたことに伴い、足立区では8月に足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱（以下「内部通報要綱」という。）、令和5年2月に足立区外部公益通報等の手続に関する要綱（以下「外部通報要綱」という。）をそれぞれ改正し、公益通報制度の円滑な実施に資するように努めた。実績は、以下の通り。</p> <p>(1) 公益通報制度の運用状況及びその他の相談件数と対応の概要</p> <p>ア 内部通報及び相談件数並びに内訳（令和2年度～令和4年度）</p> <table border="1" data-bbox="440 1048 1374 1435"> <thead> <tr> <th>相談種別</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部通報 A</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>内部通報のうち、取下げ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内部通報のうち、不受理</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>内部通報のうち、教示 (権限を有しない通報)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般相談 B</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計 A+B</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 内部通報（注1） 5件</p> <p>① 通報内容は、違法行為やハラスメント等を指摘する訴えであり、通報された5件とも受理した。</p> <p>② 公益監察員が調査した結果、2件は「違法な事実」には該当しないと判断され、1件については、一部に是正の意見が付された。残りの2件は現在も調査中である。</p> <p>(イ) 一般相談 7件</p> <p>不法行為の他、職場内トラブルや人事上の処遇についての相談が多くを占めており、面談、職場への働きかけ及び適切な窓口への案内などにより概ね終結している。</p> <p>(注1) 内部通報制度とは、「内部通報要綱」に基づき、区の職員又は区の契約先の労働者等が、区の事務事業又は区から請け負った事</p>	相談種別	2年度	3年度	4年度	内部通報 A	2	4	5	内部通報のうち、取下げ	0	0	0	内部通報のうち、不受理	1	2	0	内部通報のうち、教示 (権限を有しない通報)	0	0	0	一般相談 B	11	6	7	合計 A+B	13	10	12
相談種別	2年度	3年度	4年度																										
内部通報 A	2	4	5																										
内部通報のうち、取下げ	0	0	0																										
内部通報のうち、不受理	1	2	0																										
内部通報のうち、教示 (権限を有しない通報)	0	0	0																										
一般相談 B	11	6	7																										
合計 A+B	13	10	12																										

業等の執行に関して、法令等に違反する行為等が生じていると思料した場合に、公益監察事務局（コンプライアンス推進担当課）又は公益監察員等（弁護士等）に通報し、公益監察員等による調査と調査結果に応じた是正措置を求めることができる制度。

イ 外部通報（注2） 0件

（注2） 外部通報制度とは、外部の労働者等が労務を提供している事業者等において、公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実（特定の法律に規定する罪の犯罪行為等の事実）が生じている場合などに、処分又は勧告等をする権限を有する区の担当課等に通報し、調査及び調査結果に応じた処分等を求めることができる制度。なお、全面改正された「外部通報要綱」が令和5年4月から施行され、法律又は条例の規定に違反する行為の事実についても、担当課又は公益監察事務局に通報できるようになった。

（2） 提言・要望の記録件数

職員が特定要求（注3）や不当要求（注4）を受けた場合には、記録・報告することで不正行為の要求や不当要求を抑止するためのしぐみがある。

ア 提言・要望の記録件数 4件 （令和3年度 1件）

契約先事業者による特定要求、特定の生活保護受給者による職員への暴言やどうかつ等の不当要求等であり、足立区への提言、要望に関する取扱規程に基づき適切に対応されたことを確認した。

（注3） 特定要求とは、正当な理由なく特定の者（個人、法人、団体等）に有利又は不利な扱いを求めるなどの不公正な対応や、法令違反の対応を職員に求める要求

（注4） 不当要求とは、暴力行為、どうかつ、面会の強要、誹謗中傷その他の社会常識を逸脱した手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為等を背景とした要求

（3） コンプライアンスに関する研修

ア コンプライアンス推進担当課による研修

区内の指定管理施設（全96施設）の団体の責任者及び従事職員を対象に、法令等の遵守の意識啓発を図るため、コンプライアンス研修を動画視聴の形で実施し、110名が受講した。

イ 他部署によるコンプライアンス研修

人材育成課、交通対策課、教育指導課、情報システム課、足立福祉事務所において、職員（教職員含む）等を対象とした研修を計24回実施し、延べ9,100名が受講した。うち8,001名は録画、オンライン及び自席学習等による受講である。

## 2 令和5年度の運用について

### (1) 公益通報制度の周知

令和4年度に改正した「内部通報要綱」、「外部通報要綱」について、令和5年度は啓発誌の発行等により、区的全職員及び区民等への制度の周知を進めることで、法令遵守の推進及び区民生活の安全と安心の確保に努める。

### (2) コンプライアンス基本方針に基づく推進とその進捗管理

令和3年度に改正した基本方針の指標を活用し、職員のコンプライアンス推進の達成度を把握し、PDCAサイクルを回し、あわせて啓発誌の発行や職員研修により職員のコンプライアンス意識の向上を図る。